	平成２９年第１２回霧島市農業委員会定例総会
日　　時	平成２９年１２月２７日（水）　午後２時２０分
出席委員	１番　木野田　安　男　　２番　西　代　秀　子　　３番　藏　原　　勇 ４番　町　田　廣　志　　５番　元　吉　則　夫　　６番　中　丸　輝　男 ７番　下久保　久　己　　８番　迫　田　良　信　　９番　本　村　忠　一 １０番　東　鶴　昭　雄　　１１番　槐　島　睦　夫　　１２番　今　川　芳　信 １３番　森　田　勝　美　　１４番　松　下　さえ子　　１５番　東　福　健　治 １６番　杢　田　正　人　　１７番　間世田　　惠　　１８番　長　﨑　惠里子 １９番　濵　田　康　男　　２０番　厚　地　　覺　　２１番　宮　園　　稔 ２２番　田　尻　春　孝　　２３番　池　田　博　昭　　２４番　大　山　茂　美 ２５番　八重尾　直　亮　　２６番　今　吉　耕　己　　２７番　岩　元　広　幸 ２８番　上和田　明　人　　２９番　西　溜　丸　美　　３０番　重　廣　加代子 ３１番　田　代　一　友　　３２番　今　吉　藤　雄　　３３番　中　園　真　一 ３４番　前　島　広　紀　　３５番　谷　山　忠　憲　　３６番　笹　峯　久　雄 ３７番　中　村　和　志
事 務 局 振興グループ 農地グループ	事務局長　　内　田　　大　作 主　　幹　　本　村　　浩　孝 主　　査　　有　村　　　大 主任主事　　長　友　　藍　子 主　　幹　　池之上　　徳　幸 主　　査　　福　田　　智　和 主任主事　　山　下　　良　太 主任主事　　江　藤　　俊　志
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 １「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について ２「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について ３「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について ４「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について ５「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について ６「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について ７「あっせん申出」について

開会　午後２時４０分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長 ）	皆さん、こんにちは。本日の出席委員は３７名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第１２回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので報告をさせます。事務局。
事務局	〔事務局より議案書の訂正について報告〕
議長（会長 ）	次に諸般の報告、事務局報告です。事務局。
事務局長	それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。 〔１４件について報告〕 以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。 農地法第１８条第６項等の規定について、農地法関係事務処理要領の第９の３の（３）の規定により、１１件通知があったことを報告いたします。また、時効取得１件、４条の許可取消願い３件、５条の許可取消願い１件のほか、先月の定例総会において買受適格証明を発行することとした溝辺町麓の農地につきまして、３条の本申請があったことから、会長判断において許可を行っておりますので報告いたします。内容につきましては議案書をご覧ください。以上で報告を終わります。
議長（会長）	諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△　議案第１号　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	議案第１号「農地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の所有権移転３件、利用権設定７３件の合計７６件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定７３件のうち５１件は、再設定及び認定農業者に係る案件でありますのでご承認いただくこととし、所有権移転の３件と利用権設定の新規の２２件について審議を行います。また、所有権移転の１番から３番は、議事参与の関係で別途審議いたします。それでは調査委員の意見報告を求めます。利用権設定の１番から１２番までを２３番委員。
２３番委員	利用権設定の１番から１２番は借人が同一のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在１２，５８９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１５番を３番委員。
３番委員	利用権設定の１号１５番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在１２，３１７㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	３９番から４１番を１３番委員。
１３番委員	３９番は１１月定例総会のあっせん貸付希望の案件です。４０番については６月定例総会のあっせん貸付希望の案件です。４０番は、２年程耕作されておらず、不耕作状態でしたので竹

	子の土地改良区の農地・水で再生をしてから貸す約束をしています。 利用権設定の３９番から４１番は借人が同一のためまとめて報告いたします。 借人は現在８８，７０８㎡のすべてについて耕作している。また、農地所有適格法人であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	５６番と５７番を２１番委員。
２１番委員	利用権設定の５６番と５７番は借人が同一のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在３，０３１㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	５９番と６０番を３３番委員。
３３番委員	１号５９番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在１２４，１５８㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 １号６０番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在７２，１３２㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	６３番を２番委員。
２番委員	借人は担い手農家であり、現在９，６６７㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	７１番を２４番委員。
２４番委員	借人は曽於市の認定農業者であり、現在１３５，２６６㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査委員から意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、所有権移転の１番から３番を除き、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるとの意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、所有権移転の１番から３番を除き承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

	次に所有権移転の１番を審議いたしますので、２６番委員は退席を願います。
	〔２６番委員退席〕
議長（会長）	これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。 １番を２７番委員。
２７番委員	１号１番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年１１月３０日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、あっせん譲受候補者名簿の溝辺地区＊＊番に記載されており、その経営面積も、あっせん基準の２１０ａを超えている。農機具も完備しており、現在２１２，８１１㎡のすべてについて、耕作している。また、農地所有適格法人として、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしており、申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査委員から意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第１号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」の所有権移転の１番は農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるとの意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」の所有権移転の１番は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。２６番委員は着席してください。
	〔２６番委員着席〕
議長（会長）	次に、所有権移転の２番と３番を審議いたしますので、２４番委員は退席を願います。
	〔２４番委員退席〕
議長（会長）	これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。 ２番と３番を３５番委員。
３５番委員	１号２番と３番は譲受人が同一のためまとめて報告いたします。 ２番については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年１１月１７日に提出されました。３番についても農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年１１月１７日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、現在７２，９２３㎡のすべてについて、耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。あっせん譲受候補者名簿の福山地区＊＊番に記載されており、その経営面積も、あっせん基準の１０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論は

	ありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第１号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」の所有権移転の２番と３番は農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるとの意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」の所有権移転の２番と３番は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。２４番委員は着席してください。
	〔２４番委員着席〕

△　議案第２号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転１７件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。また、隼人の１４は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を１０番委員。
１０番委員	２号１番を報告します。 申請地は春山公民館の北東に位置しており、現況はハウスである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，７９２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を３４番委員。
３４番委員	２号２番を報告します 申請地は上小川小学校の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，４８７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番と４番を２３番委員。
２３番委員	２号３番と４番は譲受人が同一のためまとめて報告します。 申請地は認定こども園まいづる保育園の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３２，９３０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は

	農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番を１６番委員。
１６番委員	２号５番を報告します。 申請地は国分南小学校の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，９０２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に６番と７番を２２番委員。
２２番委員	２号６番を報告します。 申請地は小原集落センターの北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，９８１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ２号７番を報告します。 申請地は二牟礼集落センターの東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１５，０６２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に８番を１５番委員。
１５番委員	２号８番を報告します。 申請地は田方公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人が平成３９年６月までの使用収益権を設定している。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１８２，３４９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番を１番委員。
１番委員	２号９番を報告します。 申請地は堀之内自治公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用し

	て耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は６９，４８８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０番と１１番を３１番委員。
３１番委員	２号１０番を報告します。 申請地は牧神自治公民館の南に位置しており、現況は茶畑である。申請地には＊＊＊＊が平成３２年７月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１１，２７３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ２号１１番を報告します。 申請地は牧神自治公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，８４７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１２番を２番委員。
２番委員	２号１２番を報告します。 申請地は隼人東インターチェンジの南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，６８８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番を４番委員。
４番委員	２号１３番を報告します。 申請地は市営第２内山田団地の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は８，９６９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１５番を１１番委員。
１１番委員	２号１５番を報告します。

	申請地は福山総合支所の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，９５２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１６番と１７番を２４番委員。
２４番委員	２号１６番と１７番は受人が同一のためまとめて報告します。 申請地は早馬神社の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，４２４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査員からの意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの意見について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請１６件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、隼人の１４番を除き許可することに決定いたしました。次に隼人の１４番を審議いたしますので、４番委員は退席を願います。
	〔４番委員　退席〕
議長（会長）	これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。１４番を２８番委員。
２８番委員	２号１４番を報告します。 申請地は沢馬場公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１４，４５４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請の

	隼人の１４番は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」の隼人の１４番は、許可することに決定いたしました。４番委員は着席してください。
	〔４番委員　着席〕

△ 議案第３号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第３号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外１件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査員の報告を求めます。農振除外の隼人の１番を７番委員。
７番委員	３号農振除外の１番を報告します。 申請地は嘉例川駅の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は畑、南は山林、東は水路、西は山林である。除外目的は山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外１件についてはやむを得ないという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第３号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外１件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△　議案第４号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

議長（会長）	次に議案４号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が１件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を２８番委員。
２８番委員	４号１番を報告いたします。 申請地は小浜里中下公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地の東は畑、西は山林、

	南は里道、北は道路である。転用目的は山林にするものである。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。３１番委員。
３１番委員	これは以前、＊＊＊＊さんから出てきていますが、事業変更計画とはどういうことなのでしょうか。
議長（会長）	事務局。
事務局	＊＊＊＊さんが以前山林転用で許可を取られていたものなのですが、承継者という形で＊＊＊＊さんという方が出てきております。この後に５条の１８番に＊＊＊＊さんが転用の申請を出されています。渡人で出てきておりますが、＊＊＊＊さんの場所の方が良いので、先にそちらを転用したいと、その代わりに＊＊＊＊さんが持っている土地を＊＊＊＊さんが土地交換になるのかもしれないですが、＊＊＊＊さんがそちらの方を転用にかけたいという経緯があって今回、事業の変更が出てきています。以上です。
議長（会長）	３１番委員。
３１番委員	分かりました。
議長（会長）	他にありませんか。
議長（会長）	４番委員。
４番委員	＊＊＊＊さんは溝辺地区の山林転用で、何年もかけて相当買われているわけですが、その辺りの進捗状況、どれくらい山林にしているのかお知らせください。
議長（会長）	事務局。
事務局	少しお時間を頂いて、あとでご報告でもよろしいでしょうか。
４番委員	分かりました。
議長（会長）	他に質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地転用事業計画変更申請１件については、事業計画変更はやむを得ないという意見です。 これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第４号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第５号　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請が８件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査員の意見報告を求めます。１番を８番委員。
８番委員	５号１番について報告します。 申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は牛舎、堆肥舎、農業用倉庫である。なお、平成２２年２月頃牛舎、堆肥舎、農業用倉庫にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、１種農地の農業用施設等用地に該当すると思われる。資金の調達については転用済み

	の為、不要である。法定小作人なし。転用目的は牛舎、堆肥舎、農業用倉庫を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は８８９㎡であり、牛舎、堆肥舎、農業用倉庫にするには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と道路、西は宅地、南は畑、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を９番委員。
９番委員	５号２番を報告します。 申請地は下小脇公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，１６６㎡であり、申請地にスギ５００本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は山林、南は田、北は荒地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番を１０番委員。
１０番委員	５号３番を報告します。 申請地は安良小学校の西に位置し、現況は畑である。なお平成２２年３月頃一部クヌギ１０本ほど植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にクヌギ１５０本を植林するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，５３７㎡であり、申請地にすべて植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は山林、北は道路と鉄塔用地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に４番を１８番委員。
１８番委員	５号４番を報告します。 申請地は間手原公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，７４９㎡であり、申請地にスギ１，０００本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と道路、西は不耕作地、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番を１５番委員。
１５番委員	５号５番を報告します。 申請地は三体小学校の南東に位置し、現況は山林である。なお平成９年２月頃植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みの為、不要である。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、すでに実行済みである。計画面積

	は２，０１４㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６番を７番委員。
７番委員	５号６番を報告します。 申請地は川床公民館の西に位置し、現況は牛舎である。なお平成１６年頃牛舎にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は牛舎を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は１，７２４㎡であり牛舎を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は牛舎、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に７番を２番委員。
２番委員	５号７番を報告します。 申請地は富隈小学校の北に位置し、現況は宅地である。なお、昭和６１年頃建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものですが、すでに実現されています。計画面積は５９３㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に８番を１１番委員。
１１番委員	５号８番を報告します。 申請地は福山総合支所の北東に位置し、現況は豚舎、堆肥舎、農業用資材置場である。なお、昭和５０年１２月頃豚舎、堆肥舎、農業用資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は豚舎、堆肥舎、農業用資材置場を建設するものですが、すでに実現済みである。計画面積は７，１５１㎡であり、豚舎、堆肥舎、農業用資材置場を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地と道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告がありました。補足の説明はありませんか。
２番委員	はい。
議長（会長）	２番委員。
２番委員	補足としまして、７番に面積超過の理由書が添付されています。
議長（会長）	ほかに補足はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告にについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕

議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請の８件は、転用はやむを得ないということで許可相当という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定しました。つきましては、１月１０日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。 ここで１０分程度休憩いたします。
	［　休憩　　午後１５時３５分　］
議長（会長）	議事を再開いたします。
	［　再開　　午後１５時４５分　］
議長（会長）	議事を始める前に先程の４号１番について返答がありました。事務局。
事務局	先程４番委員よりご質問のありました件ですが、現在、転用許可が出ております、総面積は、ほぼ山林であります。面積は２４，２６６㎡で転用許可がでております。そのうち工事完了届が提出されているものが１６，５２８㎡です。進捗率で言いますと６８％程度、山林の方へ完了が終わっていると報告を受けております。以上です。

△　議案第６号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請２７件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず１番から３番を１０番委員。
１０番委員	６号１番を報告します。 申請地は止上公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３５１㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号２番を報告します。 申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７８１㎡であり、貸駐車場に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は不耕作地、南は宅地、北は５条許可地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号３番を報告します。

	申請地は台明寺公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４６２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	４番から９番を１２番委員。
１２番委員	６号４番を報告します。 申請地は野口公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲２区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６０５㎡であり宅地分譲２区画を建設するには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号５番を報告します。 申請地はイオン霧島店の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地造成するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２３７㎡であり宅地造成するには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号６番を報告します。 申請地はイオン霧島店の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。平成２９年１２月８日に合意解約済みである。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４９６㎡であり一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は畑と道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号７番を報告します。 申請地は新町公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思わ

	れる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲５区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４８０㎡であり宅地分譲５区画を建設するには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は水路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号８番を報告します。 申請地は新町公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１５６㎡であり通路として利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号９番を報告します。 申請地は新町公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人は平成２９年１２月８日に合意解約提出済みである。転用目的は宅地分譲４区画と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，３２９㎡であり宅地分譲４区画と駐車場を建設するには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地と道路、南は宅地と道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１０番を２３番委員。
２３番委員	６号１０番を報告します。 申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３８０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１１番から１３番を１番委員。
１番委員	６号１１番について報告します。 申請地は敷根公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金

	であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５６４㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は雑種地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１２番を報告します。 申請地は敷根集会所の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅１棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３４２㎡であり、建売住宅１棟を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南も宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１３番を報告します。 申請地は敷根東集会所の北東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和６２年７月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８９２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるが超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地と田、西は宅地と道路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１４番を１１番委員。
１１番委員	６号１４番を報告します。 申請地は下井公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅１１棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，９８２㎡であり、建売住宅１１棟と通路を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と田、西は宅地、南は水路と田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１５番を１番委員。
１番委員	６号１５番を報告します。 申請地は下井公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であ

	るため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４０５㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は不耕作、西は不耕作、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１６番と１７番を７番委員。
７番委員	６号１６番を報告します。 申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は不耕作地である。他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は簡易郵便局を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２０２㎡であり、簡易郵便局を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は雑種地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 次に、６号１７番を報告します。 申請地は前川内集落センターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８６５㎡であり、太陽光パネル３６０枚、総出力４９．５ｋｗの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１８番を２８番委員。
２８番委員	６号１８番を報告します。 申請地は小浜里中下公民館の北西に位置し、現況は畑及び不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，４０５㎡であり、スギ５００本を申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１９番と２０番を９番委員。
９番委員	６号１９番を報告します。 申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅４棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ

	る。計画面積は９６７㎡であり、建売住宅４棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号２０番を報告します。 申請地は野久美田公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所、倉庫、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６７９㎡であり、事務所、倉庫、駐車場を建設するためには相当な面積であると思われる。また、隣接宅地の３６０．４㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，０３９．４０㎡である。申請地の東は道路、西は墓地と畑、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２１番を２番委員。
２番委員	６号２１番を報告します。 申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１７９㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は畑と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２２番を９番委員。
９番委員	６号２２番を報告します。 申請地は宇都山公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅３棟を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は７５５㎡であり、建売住宅３棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は田、北は５条許可地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２３番を８番委員。
８番委員	６号２３番を報告します。 申請地は宇都山公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の２分の１の面積を超えないため、１種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２５３㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積

	であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は水路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２４番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	６号２４番を代読いたします。 申請地は高畑公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲３区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９９０㎡であり、宅地分譲３区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は田、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２５番と２６番を８番委員。
８番委員	６号２５番を報告します。 申請地は西光寺公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸重機置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３７４㎡であり、貸重機置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は雑種地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号２６番を報告します。 申請地は西光寺公民館の東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，９５８㎡であり、貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は宅地、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２７番を１１番委員。
２７番委員	６号２７番を報告します。 申請地は医師会医療センターの北東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。全体計画面積は７５２㎡であり、一般住宅部分の面積は４７５㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。また、貸駐車場部分の面積

	は２７７㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
議長（会長）	２１番委員。
２１番委員	１３番についてですが、超過面積の理由書が付いていますが、既に実現済みということですが、一般住宅のわりには８９２㎡と面積超過の分が大きいのではないかと思いますが、説明をお願いします。
議長（会長）	事務局。
事務局	１３番ですが、現地をプロジェクターに映し説明します。始末書を読み上げます。申請地の隣接地＊＊＊番は以前より耕作していない土地であったため、農地法５条の申請をし、昭和６２年７月１７日に農地法５条の許可が出たので＊＊＊番の土地も自己所有の土地であり、＊＊＊番の申請を出した時に一緒に農地法の許可が出ていると思い、家を建てられています。また、越境している一部分にお母様の家があるのですが、そちらは以前転用許可を取っていたのですが、越境をして家を建てられているようです。また一部細長く南の方に伸びて農地が広がっているのですが、実際この隣に今回出てきた申請地に、＊＊さんが一般住宅を建てたいということです。ただ、入り道をご実家を通っていくよりも今残っている農地を通路として出入りとして使いたいということで、越境した部分と通路部分で超過が出てしまうため理由書を添付されております。また、奥側の北側は道路がないため残地として残ったとしても農地として利用価値がないということで面積超過の理由書が付いています。始末書は全体的な始末書となっています。越境の部分も始末書なのですが、造成もしてしまったということで合わせての始末書となっています。
議長（会長）	２１番委員。
２１番委員	遊んでいる部分を菜園や農地としての復元はできないのですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	農地を取得できる適格を見ていないのですが、農地として残すのであれば、農地の取得要件として適格がどうなのかなというところがあります。
２１番委員	分かりました。
議長（会長）	他にありませんか。
議長（会長）	３３番委員。
３３番委員	２６番ですが、貸資材置場ということですが、資材置場なのか資材置場として貸すものなのかどちらですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	２６番の貸資材置場なのですが、＊＊さんが＊＊＊＊さんに貸資材置場として場所を提供するということで、契約書の写しも一緒に付いております。申請地は＊＊＊＊の目の前になります。
議長（会長）	他にありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請２

	７件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。 つきましては１月１０日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第７号　「あっせん申出」について

議長（会長）	次に、議案第７号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規程によるあっせん申し出の貸付希望４件、売渡希望２件、買受希望１件の計７件が提出されましたので、審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の１番と売渡希望の２番を１２番委員。
１２番委員	１番２番とも基盤整備地区でございますので、田んぼ自体も良いところなので、あっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	次に貸付希望の３番を２７番委員。
２７番委員	この田んぼは昨年まで法人さんが借りられていたのですが、今年は作られなくてあっせんが出ております。この田んぼ、湿田でコンバインで刈ることが難しいようですが、今後基盤整備という計画もあるようですので、基盤整備まで借り手が見つからない場合は、それまでは保全管理をお願いしようかと思います。あっせんは受けたいと思います。
議長（会長）	売渡希望の４番を４番委員。
４番委員	現地調査の結果なのですが、小田地区に１筆、宮内の内山田地区に２筆、合わせて３筆で６５２㎡と６８４㎡の２筆に分かれる訳ですが、狭い農地で売渡と貸付もということですので、農用地内ですので２８番委員と努力してまいりたいと思います。
議長（会長）	貸付希望の５番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	あっせん申出のあった田んぼは、家畜市場の北側に位置し、基盤整備していないことと５９６㎡と７３１㎡とやや狭いですが、１４番委員とあっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	貸付希望の６番を１４番委員。
１４番委員	この田んぼは、今まで耕作をされていた方が高齢で出来なくなったということで、場所は松永地区公民館の北西にあって、基盤整備をされた土地で縦長の地形ですが、近辺が畑として使用されている方も多いので、条件が良いので、畑としても使っても良いとのことだったので、２、３人心当たりがありますので、あっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	買受希望の１番を２３番委員。
２３番委員	面積の１００，０００㎡と大きいので、今すぐにというものではありませんでした。買受というよりは借受の方が大きいような話でした。地域も広瀬だけではなく、福島、上小川など広域な地域でした。この申請人は先程の利用権設定でもたくさん出来てきた方だと思いますが、今まではお父さんの名前で出来てた方で今年の夏、就農されて、意欲のある方なので、徐々に紹介していければと思います。あっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申し出の貸付希望４件、売渡希望２件、買受希望１件の合計７件については、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求め

	ます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第７号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の１番を１２番委員と６番委員に、２番を１２番委員と２３番委員に。貸付希望の３番を２７番委員と１３番委員に、売渡希望の４番を４番委員と２８番委員に、貸付希望の５番を３７番委員と１４番委員に、６番を１４番委員と３７番委員に、買受希望の１番を２３番委員と１２番委員。 以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。 以上で、平成２９年第１２回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 次に、その他はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで平成２９年第１２回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　４時３５分」

番

番

番